(様式4)

（西暦）　　 　　年　　月　　日

日本泌尿器科学会　殿

当施設を国の小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法　研究促進事業の研究事業参加施設（日本泌尿器科学会 妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）の施設）として申請致します。

医学的適応施設登録番号

医療機関名

所在地

施設責任者

役職

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

【連絡先】

氏名 ：

所属部署 ：

E-mail ：

**日本泌尿器科学会 妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）の施設登録申請について**

2021年4月より、小児・AYA世代がん患者等（43歳未満）に対する妊孕性温存療法（胚（受精卵）凍結に係る治療、未受精卵子凍結に係る治療、卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）、精子凍結に係る治療※、精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療※）の実施に際して、国から患者に対して公的助成金が支給されることになりました。

※日本泌尿器科学会が認可の対象とする妊孕性温存療法

国は、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業と同様に、国の研究促進事業（小児・AYA世代のがん患者等に対する妊孕性温存療法研究促進事業）として本公的助成金制度を実施します。なお、本研究促進事業は、妊孕性温存実施施設の認定を厳格に行い、アウトカム創出（がん側：再発率、死亡率等、生殖側:妊娠率、生児獲得率等）を研究事業の柱としています。そこで貴施設は、本領域の基幹学会である日本泌尿器科学会が指定する妊孕性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、新たに施設認定を受けていただく必要があります（下図）。施設認定を受けるためには、厚労科研の研究班への協力施設としての参加（厚生労働行政推進調査事業費補助金がん対策推進総合研究事業）と日本がん・生殖医療学会患者登録システム（Japan Oncofertility Registry：JOFR）の登録（臨床試験として倫理審査申請あり）を行っていただき、その上で、当学会への申請をしていただくことが条件となっております。

本事業は国の研究促進事業として実施されますことから、本申請には施設長の承認を受けている旨の 書類（要公印）の提出が必須となります。当学会の認可後に、都道府県への申請を経て本承認が得られます。

誠に煩雑ではございますが、国の本研究促進事業の主旨ならびに手続きに関しまして、ご理解を賜り　　ますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

2022年7月

一般社団法人 日本泌尿器科学会

図 　国の研究促進事業への参加の流れ

